

鹿 児 島 県 公 報

令和元年 7 月 2 日（火）第17号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 森林病虫害等防除法の規定に基づく伐採木等の移動制限の命令（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 2
- 漁船保険付保義務発生（2件）（水産振興課取扱い） 2
- 公有水面の埋立ての免許（漁港漁場課取扱い） 2
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 3
- 公共測量の終了（2件）（監理課取扱い） 4

公 告

- 令和元年度第1回家畜人工授精講習会開催公告（畜産課取扱い） 4

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 5

正 誤

- 鹿児島県公報第3507号（平成31年4月2日付け）の一部訂正（森づくり推進課取扱い） 6
- 鹿児島県公報第3510号（平成31年4月12日付け）の一部訂正（森づくり推進課取扱い） 6
- 鹿児島県公報第3504号の4（平成31年3月22日付け）の一部訂正（※）（教職員課取扱い） 6

告 示

鹿児島県告示第175号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等が付着している伐採木等の移動の制限を命ずる予定である。

令和元年 7 月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 区域及び期間

- (1) 区域
県全域

(2) 期間

令和元年 8 月 1 日から令和 2 年 7 月 31 日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）の次の表の左欄に掲げる区域から同表の右欄に掲げる区域内への移動又は同表の右欄に掲げる区域内における移動は、松くい虫を駆除した後でなければしてはならない。

鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，西之表市，垂水市，薩摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，志布	奄美市，鹿児島郡，熊毛郡のうち屋久島町口永良部島及び大島郡の区域
---	----------------------------------

志市，南九州市，伊佐市，始良市，薩摩郡，出水郡，始良郡，曾於郡，肝属郡及び熊毛郡（屋久島町口永良部島の区域を除く。）の区域	
---	--

4 命令をしようとする理由

松くい虫の被害が発生していない区域への松くい虫の被害のまん延を防止するため

5 その他

1の(1)に掲げる区域内において森林，樹木，指定種苗又は伐採木等を所有し，又は管理する者は，この告示の日から2週間以内に，理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

鹿児島県告示第176号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

令和元年7月2日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

鹿児島市中山町字瀧ノ下184番2，字掛橋247番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第177号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果，三島加入区について，同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和元年7月2日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第178号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果，牛根加入区について，同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和元年7月2日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第179号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により，次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和元年7月2日

鹿児島県知事 三反園訓

1 免許年月日

令和元年6月21日

2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 三反園訓

3 埋立区域

(1) 位置

肝属郡肝付町南方字小白木1533番1から同字1533番2に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及び①の地点と⑱の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 内之浦二等水準点(北緯31度16分43秒, 東経131度04分29秒)(以下「基点」という。)から110度54分19.4秒1,030.76メートルの地点

②の地点 ①の地点から260度18分17.5秒9.06メートルの地点

③の地点 ②の地点から260度42分33.3秒1.29メートルの地点

④の地点 ③の地点から37度40分04.2秒27.86メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から308度43分56.8秒63.12メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から40度57分27.8秒2.80メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から37度58分11.4秒0.20メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から37度51分14.8秒6.03メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から116度25分20.2秒10.24メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から123度47分54.0秒10.04メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から92度00分16.8秒12.48メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から126度18分12.2秒10.01メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から96度43分29.8秒11.78メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から157度34分05.0秒11.42メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から188度22分30.5秒6.13メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から176度19分38.6秒10.25メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から217度50分35.1秒14.71メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から217度51分25.7秒10.00メートルの地点

(3) 面積

1,342.69平方メートル

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

肝属郡肝付町南方字小白木1533番1から同字1533番2に至る間の地先公有水面及び同町南方字小白木海浜地地内の陸地

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とGの地点とを結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 基点から112度38分27.6秒931.12メートルの地点

Bの地点 Aの地点から40度13分23.9秒143.30メートルの地点

Cの地点 Bの地点から129度31分57.0秒80.20メートルの地点

Dの地点 Cの地点から242度58分03.4秒14.55メートルの地点

Eの地点 Dの地点から203度04分01.8秒24.13メートルの地点

Fの地点 Eの地点から185度44分10.9秒12.97メートルの地点

Gの地点 Fの地点から217度43分09.8秒94.78メートルの地点

(3) 面積

12,456.88平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地

鹿児島県告示第180号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁喜界事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年7月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和元年6月21日から令和2年3月19日まで
- 3 作業の地域 喜界町手久津久地内

鹿児島県告示第181号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から平成30年10月26日鹿児島県告示第966号で告示した公共測量の実施は、令和元年5月31日終了した旨の通知があった。

令和元年7月2日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第182号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から平成30年10月26日鹿児島県告示第967号で告示した公共測量の実施は、令和元年5月31日終了した旨の通知があった。

令和元年7月2日

鹿児島県知事 三反園訓

公 告**令和元年度第1回家畜人工授精講習会開催公告**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和元年7月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開催期日
令和元年9月2日（月）から同年10月8日（火）までの日（県の休日を除く。）
- 2 開催場所
鹿児島県農業開発総合センター畜産試験場（霧島市国分上之段2440番地）
- 3 講習会の定員
30人
- 4 講習会に係る家畜の種類
牛
- 5 受講及び修業試験の免除
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育機関（以下「大学等」という。）において家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下「省令」という。）第23条第1項各号に掲げる科目のうち次に掲げる科目を修めた者に対しては、その修めた科目（以下「受講等免除科目」という。）についての講習会の受講及び修業試験を免除する。
 - ア 学科 畜産概論、家畜の栄養、家畜の飼養管理、家畜の育種、生殖器解剖、繁殖生理、精子生理又は種付けの理論
 - イ 実習 家畜の飼養管理、家畜の審査、生殖器解剖又は発情鑑定
 - (2) 他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者に対しては、省令第23条第1項第1号に掲げる一般科目についての講習会の受講及び修業試験を免除する。
- 6 受講手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 家畜人工授精講習会受講願書
 - イ 履歴書

ウ 写真（出願前6月以内に撮影した縦4センチメートル横3センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）

エ 5に該当する者にあつては、家畜人工授精講習会受講等免除願及び大学等において受講等免除科目を修めたことを証する書面又は修業試験の合格証明書の写し

(2) 提出書類等の提出先

受講希望者の住所地を管轄する家畜保健衛生所又はその支所（県外居住の受講希望者にあつては、鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））

(3) 提出書類等の受付期間

令和元年7月9日（火）から同月18日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、令和元年7月18日の消印のあるものまで受け付ける。

7 受講願書及び受講等免除願の用紙の交付

家畜人工授精講習会受講願書及び家畜人工授精講習会受講等免除願の用紙は、鹿児島県農政部畜産課並びに各家畜保健衛生所及びその支所において交付する。

なお、これらの用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

8 受講手数料

34,300円（講習会の初日に鹿児島県収入証紙により納付すること。）

9 受講者の選考

受講申込者が講習会の定員を超えるときは、受講申込者に対し次により実施する試験の成績、地域の実情等を考慮して受講者を選考する。

(1) 試験の日時

令和元年7月26日（金）午後2時から午後4時まで

(2) 試験の場所

鹿児島県庁（行政庁舎7階）共用会議室7-A-2

(3) 試験の内容

畜産についての筆記試験

(4) 試験手数料

無料

(5) 試験の通知

試験を実施する場合は、令和元年7月23日（火）までに受講申込者にその旨を通知する。

(6) 受講者の決定通知

受講者として選考された者に対しては、令和元年8月7日（水）までにその旨を通知する。

10 その他

講習会についての照会は、鹿児島県農政部畜産課（電話099-286-3223）又は各家畜保健衛生所若しくはその支所に対して行うこと。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第28号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和元年7月2日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PAエヴァンゲリヲン～超覚醒～	株式会社ビスティ	9P0237

	G O 1		
ぱちんこ遊技機	P A エヴァンゲリヲン～超覚醒～ Y R	株式会社ビスティ	9P0153
ぱちんこ遊技機	P 銭形平次 2 V 2 L	株式会社高尾	9P0553
回胴式遊技機	S S L O T P S O 2 Y H	株式会社ロデオ	9S0552

正 誤

平成31年 4 月 2 日付け鹿児島県公報第3507号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
5	上から15行目	, 3618番 3 (・ 3618番 3 (以上 2 筆について

平成31年 4 月 12 日付け鹿児島県公報第3510号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	4	訂正箇所	上から 18行目	誤	ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
				正	ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 霧島市（国有林。次の図に示す部分に限る。） イ 次の森林については、主伐は、択伐による。 霧島市（国有林。次の図に示す部分に限る。） ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
			下から 11行目	誤	ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
				正	ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 霧島市（国有林。次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

平成31年 3 月 22 日付け鹿児島県公報第3504号の 4 中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
5	上から15行目及び 下から22行目	特	栄養, 特